独立行政法人自動車技術総合機構役員給与規程

制定	平成１４年　７月　１日	規程第　６号
改正	平成１４年１１月２８日	規程第４８号
改正	平成１５年　３月２５日	規程第５７号
改正	平成１５年　７月３０日	規程第１０号
改正	平成１５年１１月１０日	規程第１９号
改正	平成１７年１１月２４日	規程第１２号
改正	平成１８年　３月３１日	規程第２３号
改正	平成１９年　４月　１日	規程第２５号
改正	平成１９年１１月３０日	規程第４５号
改正	平成２０年　３月３１日	規程第５５号
改正	平成２１年　３月１８日	規程第１７号
改正	平成２１年　５月２９日	規程第　２号
改正	平成２１年１１月３０日	規程第１３号
改正	平成２２年　３月３１日	規程第２７号
改正	平成２２年１１月３０日	規程第　９号
改正	平成２４年　３月３０日	規程第　５号
改正	平成２６年　６月２５日	規程第　１号
改正	平成２６年１１月２８日	規程第１４号
改正	平成２７年　４月　１日	規程第　２号
改正	平成２８年　２月２３日	規程第１８号
改正	平成２８年　３月３０日	規程第２２号
改正	平成２８年１１月２９日	規程第７４号
改正	平成３０年　１月２３日	規程第２２号
改正	平成３０年１２月２５日	規程第　８号
改正	令和　元年１２月２５日	規程第４８号
改正	令和　２年１１月２５日	規程第２６号
改正	令和　４年　３月１０日	規程第３６号
改正	令和　４年　５月３１日	規程第　２号
改正	令和　５年　２月　１日	規程第２０号
改正	令和　５年１２月２６日	規程第１８号

（総則）

第１条　独立行政法人自動車技術総合機構の役員に対する給与の支給については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（給与の種類）

第２条　常勤役員の給与の種類は、次のとおりとする。
（１）俸給
（２）地域手当
（３）通勤手当
（４）単身赴任手当
（５）期末手当及び勤勉手当
２　非常勤役員の給与は、非常勤役員手当とする。

（給与の支払）
第３条　役員の給与は、その全額をその者の預金又は貯金口座への振込の方法によって支払うものとする。
２　役員の給与から法令又は規程に基づき控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与のうちからその金額を控除して支給する。

（俸給）
第４条　常勤役員の俸給月額は、次のとおりとする。
（１）理　事　長　１，０３８，０００円
（２）代表理事　９６８，０００円から８９８，０００円までの範囲内で理事長が決定する額
（３）理　　事　８９８，０００円から７６３，０００円までの範囲内で理事長が決定する額
（４）監　　事　７０８，０００円

（地域手当）
第５条　地域手当は、下表に掲げる地域に在勤する常勤役員に支給する。

組　　織	所 在 地	支給割合
本　　部	新　宿　区	１００分の２０
交通安全環境研究所	調　布　市	１００分の１６

２　地域手当の月額は俸給月額に前項に規定する支給割合を乗じて得た額とする。

（通勤手当）
第６条　通勤手当は、独立行政法人自動車技術総合機構職員給与規程（平成１４年規程第８号。以下「職員給与規程」という。）第１９条第１項に規定する職員に対する通勤手当の支給要件に　該当する常勤役員に支給する。
２　通勤手当の額は、職員給与規程第１９条第２項及び第３項に規定する額とする。

3　国家公務員（国家公務員退職手当法第２条第１項に規定する職員（独立行政法人通則法第２条第２項に規定する特定独立行政法人の職員を除く。）をいう。以下同じ。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続き役員となった場合には、職員給与規程第１９条第４項の規定を準用する。
4　前３項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関して必要な事項については、職員に対する通勤手当の例に準じる。

（単身赴任手当）
第７条　単身赴任手当は、職員給与規程第２４条第１項に規定する職員に対する単身赴任手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。
2　国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続き役員となった場合には、職員給与規程第２４条第３項の規定を準用する。
3　単身赴任手当の月額は、職員給与規程第２４条第２項に規定する額とする。
4　第１項の規定により単身赴任手当を支給される常勤役員との権衡上必要があると認められるものについては、職員に対する　単身赴任手当の例に準じて、支給する。
5　前４項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関して必要な事項については、職員に対する単身赴任手当の例に準じる。

（非常勤役員手当）
第８条　非常勤役員手当は、月額とし次に掲げる額を支給する。
理事及び監事　月額　２４１，１００円

（俸給等の支給）
第９条　俸給、非常勤役員手当（以下「俸給等」という。）は、その月の月額の全額を毎月１６日に支給する。ただし、これらの支給日が土曜日にあたるときは１５日、日曜日又は祝日にあたるときは１７日、１７日が祝日にあたるときは１８日に支給する。

（新たに役員となった者の俸給等）
第１０条　新たに役員となった者には、その日から俸給等を支給する。

（役員でなくなった者の俸給等）

第１１条　役員が退職又は解任により役員でなくなったときは、その日までの俸給等を支給する。
２　役員が死亡したときは、その月分の俸給等を支給する。

（日割計算）
第１２条　前２条の規定により俸給等を支給する場合であって、その月の初日から末日まで支給するとき以外の場合の俸給等の額は、その月の日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

（期末手当及び勤勉手当）
第１３条　役員の期末手当及び勤勉手当は、６月１日及び１２月１日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対して、それぞれ基準日の属する月の６月３０日及び１２月１０日に支給する。ただし、その日が日曜日にあたるときは、その前々日、その日が土曜日にあたるときは、その前日とする。これらの基準日前１ヶ月以内に退職した役員（理事長の要請に応じ、引き続き国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員となった者を除く。）、又は死亡した役員についても同様とする。
２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において役員が受けるべき俸給及び地域手当の月額並びに俸給月額に１００分の２５の割合を乗じて得た額並びに俸給及び地域手当の月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額（以下、この条において「基礎額」という。）に１００分の６５を乗じ、かつ、在職期間を勘案して次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割　　合
６ヶ月	100 分の 100
５ヶ月以上６ヶ月未満	100 分の 80
３ヶ月以上５ヶ月未満	100 分の 60
３ヶ月未満	100 分の 30

３　勤勉手当の額は、基礎額に、その者の勤務実績に応じ、理事長が定める割合を乗じ、かつ、在職期間を勘案して、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、役員（退職し又は死亡した役員を含む。）の基礎額の合計額に１００分の１０５を乗じて得た額を超えてはならない。

在職期間	割　　合
６ヶ月	100 分の 100

５ヶ月１５日以上６ヶ月未満	100分の 95
５ヶ月以上５ヶ月１５日未満	100分の 90
４ヶ月１５日以上５ヶ月未満	100分の 80
４ヶ月以上４ヶ月１５日未満	100分の 70
３ヶ月１５日以上４ヶ月未満	100分の 60
３ヶ月以上３ヶ月１５日未満	100分の 50
２ヶ月１５日以上３ヶ月未満	100分の 40
２ヶ月以上２ヶ月１５日未満	100分の 30
１ヶ月１５日以上２ヶ月未満	100分の 20
１ヶ月以上１ヶ月１５日未満	100分の 15
１５日以上１ヶ月未満	100分の 10
１５日未満	100分の　5
零	零

４　国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため基準備前６ヶ月以内に退職し、かつ、引き続き役員となった場合には、基準日前６ヶ月における国家公務員としての在職期間は役員としての在職期間に算入する。

５　期末手当及び勤勉手当の一時差止処分等の取り扱いについては、職員給与規程第３１条及び第３２条の規定を準用する。この場合において、「期末手当」とあるのは「期末手当及び勤勉手当」と読み替えるものとする。

（端数の処理）

第１４条　給与の支給額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（実施に関し必要な事項）

第１５条　この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則（平成１４年７月１日規程第６号）

１　この規程は、平成１４年７月１日から施行する。

２　平成２１年６月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第１３条第２項及び第３項の規定の適用については、第１３条第２項中「１００分の７５」とあるのは「１００分の７０」と、同条第３項中「１００分の８５」とある

のは「１００分の７５」とする。

附　則（平成１４年１１月２８日規程第４８号）

１　この規程は、平成１４年１２月１日から施行する。

２　平成１４年１２月に支給する期末特別手当の額は、改正後の規程第１３条第２項の規定にかかわらず、この規定により算定された期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第１号に掲げる額から第２号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額とする。

（１）平成１４年１２月１日まで引き続いて在職した期間で同年７月１日から施行日の前日までのものについて支給される給与のうち俸給及び調整手当額の合計額

（２）平成１４年１２月１日までに引き続いて在職した期間で同年７月１日から施行日の前日までのものについて支給される給与のうち、改正後の規定による俸給及び調整手当額の合計額

附　則（平成１５年３月２５日規程第５７号）

この規程は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成１５年７月３０日規程第１０号）

この規程は、平成１５年７月３０日から施行する。

附　則(平成１５年１１月１０日規程第１９号)

１　この規程は、平成１５年１１月１日から施行する。

２　平成１５年１２月に支給する期末特別手当の額は、第１３条第２項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末特別手当の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

（１）平成１５年４月１日において役員が受けるべき俸給、調整手当、通勤手当、単身赴任手当の月額の合計額に１００分の１．０７を乗じて得た額に、同年４月から同年１０月までの月数（同年４月１日から同年１０月３１日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他給与法等で定める期間のある職員にあっては、当該月数から当該機関を考慮して給与法等で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

（２）平成１５年６月に支給された期末特別手当の額に１００分の１．０７を乗じて得た額

附　則（平成１７年１１月２４日規程第１２号）

１　この規程は、平成１７年１２月１日から施行する。

2　平成１７年１２月に支給する期末特別手当の額は、第１３条第２項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末特別手当の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

（１）平成１７年４月１日において役員が受けるべき俸給、調整手当、単身赴任手当の月額の合計額に１００分の０．３６を乗じて得た額に、同年４月から１１月までの月数（同年４月１日から同年１１月３０日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他給与法等で定める期間のある職員にあっては、当該月数から当該機関を考慮して給与法等で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

（２）平成１７年６月に支給された期末特別手当の額に１００分の０．３６を乗じて得た額

附　則（平成１８年３月３１日規程第２３号）

1　この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

2　施行日の前日から引き続き役員である者で、当該役員として受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる役員には、施行日を含む任期に係る期間の末日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

3　前項による俸給を支給される役員に関する改正後の規程第５条の規定の適用について は、同条中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と前項の規定による俸給の額との合計額」とする。

附　則（平成１９年４月１日規程第２５号）

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年１１月３０日規程第４５号）

この規程は、平成１９年１１月３０日から施行する。

附　則（平成２０年３月３１日規程第５５号）

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年３月１８日規程第１７号）

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年５月２９日規程第２号）

この規程は、平成２１年５月２９日から施行する。

附　則（平成２１年１１月３０日規程第１３号）

１　この規程は、平成２１年１２月１日から施行する。

２　平成２１年１２月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第１３条第２項及び第３項の規定の適用については、第１３条第２項中「１００分の８５」とあるのは「１００分の８０」と、同条第３項中「１００分の８０」とあるのは「１００分の８５」とする。

３　平成２１年１２月に支給する期末手当の額は、改正後の規程第１３条第２項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（１）平成２１年４月１日（同月２日から同年１２月１日までの間に役員となった者にあっては、役員となった日）において役員が受けるべき俸給及び地域手当の月額の合計額に１００分の０．２４を乗じて得た額に、同月から同年１１月までの月数（同年４月１日から同年１１月３０日までの期間において、在職しなかった期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額

（２）平成２１年６月１日に役員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当合計額に１００分の０．２４を乗じて得た額

（３）平成２１年４月１日から同年１１月３０日までの期間において職員（自動車検査独立行政法人就業規則第２条に定める職員をいう。以下この項において同じ。）であった期間がある役員については、平成２１年４月１日において当該役員が受けるべき俸給、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額の合計額に１００分の０．２４を乗じて得た額に、同月から同年１１月までの期間における職員として在職した月数（在職しなかった期間がある場合にあっては、当該月数から当該期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額及び平成２１年６月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に１００分の０．２４を乗じて得た額の合計額

附　則（平成２２年３月３１日規程第２７号）

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年１１月３０日規程第９号）

１　この規程は、平成２２年１２月１日から施行する。

２　平成２２年１２月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する改正後の規程第１３条第２項及び第３項の規定の適用については、これらの規定中「１

００分の７７．５」とあるのは「１００分の７５」とする。

3　平成２２年１２月に支給する期末手当の額は、改正後の規程第１３条第２項及び第４項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（１）平成２２年４月１日（同月２日から同年１２月１日までの間に役員となった者にあっては、役員となった日）において役員が受けるべき俸給、地域手当及び単身赴任手当（職員給与規程第２４条第２項に規定する別に定める額を除く。）の月額の合計額に１００分の０．２８を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他別に定める期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額

（２）平成２２年６月１日において役員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に１００分の０．２８を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

附　則（平成２４年３月３０日規程第５号）

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年６月２５日規程第１号）

この規程は、平成２６年７月１日から施行する。

附　則（平成２６年１１月２８日規程第１４号）

1　この規程は、平成２６年１２月１日から施行する。

2　平成２６年１２月に支給する勤勉手当の額の算定にあたっては、改正後の第１３条第３項の規定中「１００分の８５」とあるのは「１００分の９２．５」とする。

3　第６条において職員給与規程を準用する通勤手当の額は、改正後の職員給与規程（平成２６年１１月２５日規程第１１号）を平成２６年４月１日より適用する。

附　則（平成２７年４月１日規程第２号）

1　この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

2　施行日の前日から引き続き役員である者で、当該役員として受ける俸給月額及び非常勤役員手当（以下「俸給月額等」という。）が施行日の前日において受けていた俸給月額等に達しないこととなる役員には、施行日の前日を含む任期に係る期間の末日までの間、俸給月額等のほか、その差額に相当する額を俸給及び非常勤役員手当として支給する。
3　前項による俸給を支給される役員に関する改正後の規程第５条の規定の適用については、同条中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と自動車検査独立行政法人役員給与規程（平成２７年４月１日規程第２号）附則第２項の規定による俸給の額との合計額」とする。
4　平成２８年３月３１日までの間における地域手当の支給率に関しては、改正後の規程第５条中「１００分の２０」とあるのは「１００分の１８．５」とする。

附　則（平成２８年２月２３日規程第１８号）
1　この規程は、平成２８年２月２３日から施行する。
2　改正後の役員給与規程の規定（第１３条第３項を除く）は、平成２７年４月１日から適用する。
3　平成２７年１２月に支給する勤勉手当の額の算定にあたっては、改正後の第１３条第３項の規定中「１００分の８７．５」とあるのは「１００分の９０」とする。

附　則（平成２８年３月３０日規程第２２号）
この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年１１月２９日規程第７４号）
1　この規程は、平成２８年１１月２９日から施行する。
2　平成２８年１２月に支給する勤勉手当の額の算定にあたっては、改正後の規程第１３条第３項の規定中「１００分の９２．５」とあるのは「１００分の９７．５」とする。

附　則（平成３０年１月２３日規程第２２号）
1　この規程は、平成３０年１月２３日から施行する。
2　平成２９年１２月に支給する勤勉手当の額の算定にあたっては、改正後の規程第１３条第３項の規定中「１００分の９５」とあるのは「１００分の９７．５」とする。

附　則（平成３０年１２月２５日規程第８号）
1　この規程は、平成３０年１２月２５日から施行する。

２　平成３０年１２月に支給する勤勉手当の額の算定にあたっては、改正後の規程第１３条第３項の規定中「１００分の９７．５」とあるのは「１００分の１００」とする。

附　則（令和元年１２月２５日規程第４８号）

１　この規程は、令和元年１２月２５日から施行する。

２　令和元年１２月に支給する勤勉手当の額の算定にあたっては、改正後の第１３条第３項の規定中「１００分の１００」とあるのは「１００分の１０２．５」とする。

附　則（令和２年１１月２５日規程第２６号）

１　この規程は、令和２年１２月１日から施行する。

２　令和２年１２月に支給する勤勉手当の額の算定にあたっては、改正後の第１３条第２項の規定中「１００分の６７．５」とあるのは「１００分の６５」とする。

附　則（令和４年３月１０日規程第３６号）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年５月３１日規程第２号）

１　この規程は、令和４年６月１日から施行する。

２　令和４年６月に支給する期末手当の額の算定にあたっては、改正後の第１

３　条第２項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和３年１２月に支給された期末手当の額に、同月１日（同日前１ヶ月以内に退職した者にあっては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（１）役員　６７．５分の１０

（２）職員給与規程第３１条第２項に規定する特定幹部職員　１０７．５分の１５

附　則（令和５年２月１日規程第２０号）

１　この規程は、令和４年１２月１日から施行する。

２　令和４年１２月に支給する期末手当の額の算定にあたっては、改正後の第１３条第２項の規定中「１００分の１０２．５」とあるのは「１００分の１０５」とする。

附　則（令和５年１２月２６日規程第１８号）

１　この規程は、令和６年１月１日から施行する。

２　改正後の規定（第１３条第２項及び第３項を除く）は、令和５年４月１日から適用する。

３　令和５年１２月に支給する期末手当の額の算定にあたっては、改正後の第１３条第２項の規定中「１００分の６５」とあるのは「１００分の６７．５」とし、勤勉手当の額の算定にあたっては、改正後の同条第３項の規定中「１００分の１０５」とあるのは「１００分の１０７．５」とする。